

奈良労働局 令和 8 年度業務改善助成金交付申請受付について

(R.8.6.30～)

●業務改善助成金の交付申請受付開始は、**令和 8 年 9 月 1 日（火）**となります。申請受付締切日は、**奈良県最低賃金改定日（※ 1）の前日又は同年 11 月 30 日のいずれか早い日**となります。**予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合がございます。お早めに申請ください。**

●申請可能な事業場内最低賃金は、1,051 円以上～新奈良県最低賃金（※ 2）未満です。

●（※ 1）・（※ 2）とも現時点では未定ですので、報道等を注視していただいたうえで申請可能かどうかを判断してください。

●申請書類の受付は、窓口への持参、郵送、電子申請（jGrants）の 3 通りとなります。

●9 月 1 日～4 日の窓口での受付は下記の特設会場にて対応させていただきます。

9 月 1 日（火）・2 日（水）：地下 1 F 会議室

9 月 3 日（木）・4 日（金）：2 F 会議室

受付時間：9：30～16：30（12：00～13：00 を除く）

注 1）案内表示に従ってお越しください。

（雇用環境・均等室の事務室では受け付けをしません。）

注 2）時間の予約はできません。先着順に受け付けます。

注 3）混雑が予想されるため、お一人 10 分以内（複数の申請がある場合は 15 分以内）とさせていただきます。

注 4）この 4 日間は受理のみとなります。長時間のご相談はできません。

注 5）申請書の控えに受理印の押印はできないため、証明となる用紙をお渡しします。

●郵送での申請は、レターパック、特定記録、簡易書留等、配達記録が残る方法で行ってください。配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。なお、審査業務を迅速に行うため、郵送による写しの返却はお断りしています。返信用封筒を同封されていても対応いたしかねますのでご注意ください。

●電子申請（jGrants）の方法は、厚生労働省 HP＞業務改善助成金＞電子申請をご希望される場合（ページ最下部）をご参照ください。

●事前に来庁でのご相談は随時受け付けております。（～8/31 及び 9/7～）

ご希望の方は前日までにご予約をお願いします。

受付時間：9：30～16：30（12：00～13：00 を除く）

相談時間は 30 分以内とさせていただきます。質問事項をまとめてお越しくください。（別室の空き状況等によってはご希望に添えない場合もあります。）

●令和 8 年度からいくつかの変更点があります。

- 1）代理人として申請できるのは、社労士・弁護士の方のみとなりました。
- 2）普通自動車、貨物自動車、清掃用具等は助成対象外となりました。
- 3）賃金引上げ対象者は雇用保険被保険者であることが必要となりました。
- 4）申請コースが再編されました。（50 円コース・70 円コース・90 円コース）

詳細は、厚生労働省 HP をご覧ください。

●基本的なご質問は、コールセンターで承っています。ぜひご利用ください。

電話 0120-366-440（平日 9：00～17：00）

●雇用環境・均等室へのご質問は、メールをお願いします。

E-Mail：29roudou-kg@mhlw.go.jp（担当者共有アドレス）